

### 市・道民税の申告期限を延長します

令和2年度分の市・道民税の申告期限を4月16日(木)まで延長します。

**受付場所** 税務グループ(市役所1階6番窓口)

※所得税の確定申告の申告期限についても、4月16日(木)まで延長しますが、受付場所は室蘭税務署となります。

**問い合わせ** 税務G (☎851155)、室蘭税務署 (☎224151)

### 春の全道火災予防運動

「ひとつずつ いいね!」で確認 火の用心

4月20日(月)から30日(木)までの間、『春の全道火災予防運動』を実施します。

○**住宅用火災警報器の設置は済みですか**

昨年、市内では計9件の火災が発生し、被害総額は約607万円でした。自分や家族の生命や財産を守るため、早期に住宅用火災警報器を設置し、定期的に本体の清掃や動作確認を行い、製

造から10年を経過している警報器は交換するようにしましょう。

**問い合わせ** 消防本部総務G (☎9611)

### 国民年金の『学生納付特例制度』を存じですか

20歳になると、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。学生には、申請により在学中の保険料の納付を猶予することができます『学生納付特例制度』が設けられています。

申請をせず未納のままにしていると、事故や病気で重い障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難な方は、必ず申請してください。

**対象** 大学(大学院、短期大学を含む)や高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学し、前年の所得が一定以下の方

※対象とならない学校もあります。

**申請に必要なもの** 年金手帳、印鑑、学生証(写しも可)または在学証明書(原本)

○**令和元年度に学生納付特例を承認された方で令和2年度も**

### 同じ学校に在学する方

4月上旬に日本年金機構より郵送される『学生納付特例申請書(はがき)』に必要な事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。

○**保険料の追納ができます**

猶予された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

将来受け取る年金額を増額させるため、追納をご検討ください。

**問い合わせ** 年金・長寿医療G (☎2137)

### 献血にご協力ください

**日時** 4月23日(木)10時~12時、13時15分~16時

**場所** イオン登別店

**問い合わせ** 健康推進G(しんた21内・☎0100)

### 安全安心にスマートフォンを利用するために

保護者の皆さんへ

満18歳未満の子どもにスマートフォンなどを利用させる場合、保護者の皆さんは次の点にご注意ください。

○インターネットの利用でトラブルや事件に巻き込まれないよう、安全な使い方や知識などを親子で身につけましょう

○不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう『フィルタリング機能』を活用しましょう

**問い合わせ** 北海道総合通信局 (☎011-709-2311・内線4704)、社会教育G (☎881129)

## パブリックコメント(意見公募)の実施結果をお知らせします

案件名	「登別市本庁舎建設基本計画(案)」	「第2期登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」	「第2期登別市子ども・子育て支援事業計画(案)」	「登別市健康増進計画(第2期)健康のほりべつ21中間評価(案)」	「登別市教育施設長寿化計画(案)」
募集期間	2月14日(金)~3月16日(月)				
意見数	28件	0件	0件	0件	0件
閲覧場所	市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、しんた21、市立図書館、市立図書館アーニス分館、市民活動センター、担当グループに備え付けるほか、市公式ウェブサイトにも掲載しています。				
問い合わせ	総務グループ (☎851130)	企画調整グループ (☎851122)	こども育成グループ (☎845634)	健康推進グループ (☎850100)	教育部総務グループ (☎881091)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です